

ごみステーション整備に係る 補助金交付制度のご案内

ごみステーションのごみ散乱防止対策として、ごみボックスを設置する区・町内会等に対して、購入費の一部を補助します。

- 〈対 象〉 ① 折りたたみ式ごみボックスもしくは固定式ごみボックス(個人又は法人が所有する敷地内に設置するものに限る)の購入費
- ② ごみボックスを作製する場合の本体の作製に要した材料費
- ただし、清掃事業所との事前協議が必要であり、設置が認められない場合があります。
- また、ごみステーション1か所につき、原則2台までとします。

〈補助内容〉 1台あたりの購入費の2分の1(100円未満切捨て)で、上限額は5,000円とします。

〈期 間〉 平成28年4月1日から

※予算の範囲内で先着順に受付いたします。

〈方 法〉 本書をご確認の上、ごみボックス設置協議書に以下の必要書類を添付して、環境部清掃事業所か、ごみ減量推進課まで提出してください。

交付手続きの流れについては、4ページをご覧ください。

必要書類

- ・ごみステーション位置図(地図)
- ・ごみステーション配置図(集合住宅や宅地開発等の場合において、敷地内でのごみボックスの位置を示すもの)
- ・ごみボックスのメーカー・型番や形状が確認できるもの

問い合わせ先 春日井市環境部清掃事業所
〒486-0804
春日井市鷹来町4957番地2
TEL 0568-84-3211
FAX 0568-83-5402
E-mail seisojgy@city.kasugai.lg.jp

春日井市環境部ごみ減量推進課
〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市役所3階
TEL 0568-85-6226
FAX 0568-84-8731
E-mail gomigen@city.kasugai.lg.jp

ごみボックス設置について

日常生活におけるごみを排出する場所(=ごみステーション)には、生ごみ等を含むさまざまなごみが排出されます。それを狙うカラスや野良猫といった動物により、ごみが荒らされ、ごみステーション周辺が不衛生になってしまうことが多くみられます。

そのため、箱状のストッカー(=ごみボックス)をごみステーションに設置し、その中にごみを排出することで、ごみステーション周辺の衛生環境を保ちます。その際、ごみボックス設置に要した費用の内、半額(上限額5,000円)を補助します。

補助金の申請

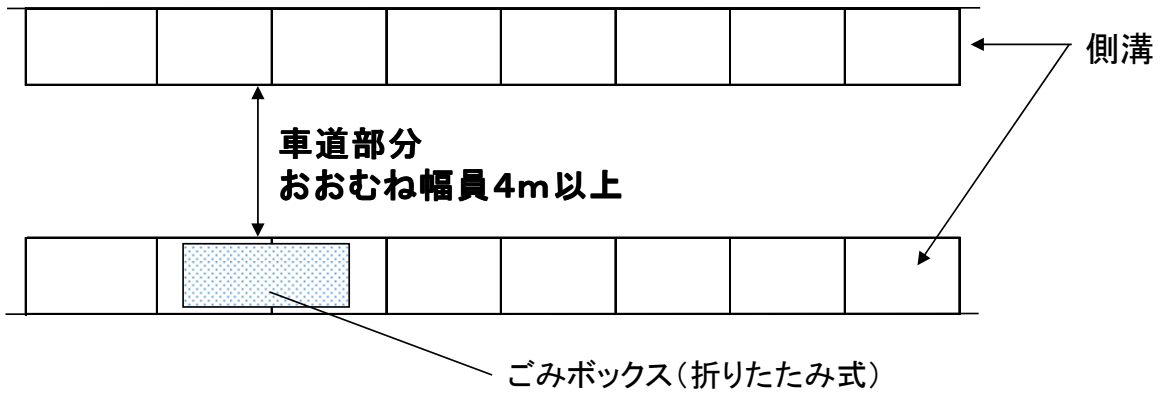
設置上の注意事項

- ① 設置した区・町内会等が責任を持って維持管理してください。
- ② 未使用時に倒れないよう、固定及び施錠をしてください。
- ③ 折りたたみ時は、開かないように対策を講じてください。
- ④ ごみステーション1か所につき、原則2台まで設置が可能です。
- ⑤ 固定式ごみボックスは、私有地内の設置に限ります。
- ⑥ ごみを出す当日の朝、ごみが出される前に組立てておいてください。
- ⑦ ごみが入りきらない場合に備えて、防鳥用ネットを用意してください。

設置基準

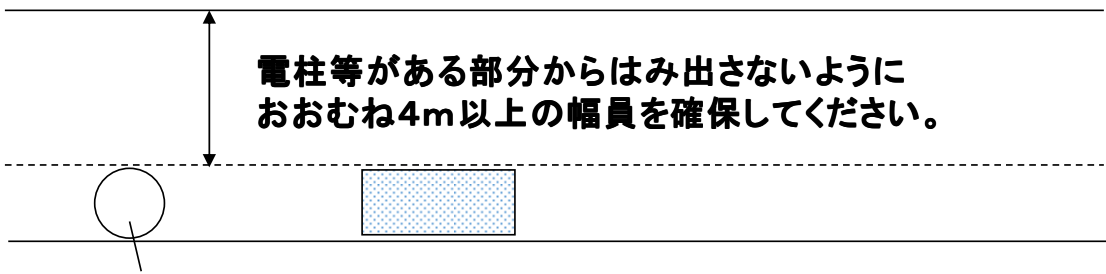
- ① ごみステーションがある場所に設置してください。
- ② 車道に設置する場合は、組立てた状態で、おおむね4m以上の幅員(側溝部分を除く)を確保し、車道部分に、はみ出さないようにしてください。
※右図1-1、1-2を参照
- ③ 歩道に設置する場合は、植樹帯や電柱の付近に設置し、それら部分から、歩道に、はみ出さないようにしてください。
※右図2を参照
- ④ 公園や公共施設等の敷地に設置する場合は、それら施設等の使用に支障が無いようにしてください。
- ⑤ 夜間等の視界不良時に歩行者等が衝突しないよう、反射材を両端に取付けてください。
- ⑥ 高さが80cmを超えるごみボックスを設置する場合は、ボックス前面が開放できる構造にしてください。
- ⑦ 固定式ごみボックスを設置する場合は、前面が開放できる構造、引き戸式もしくはシャッター式のものとしてください。
- ⑧ ごみボックスは、中身が識別可能なものとしてください。
(格子金網等)

図1-1 車道(側溝あり)に設置する場合



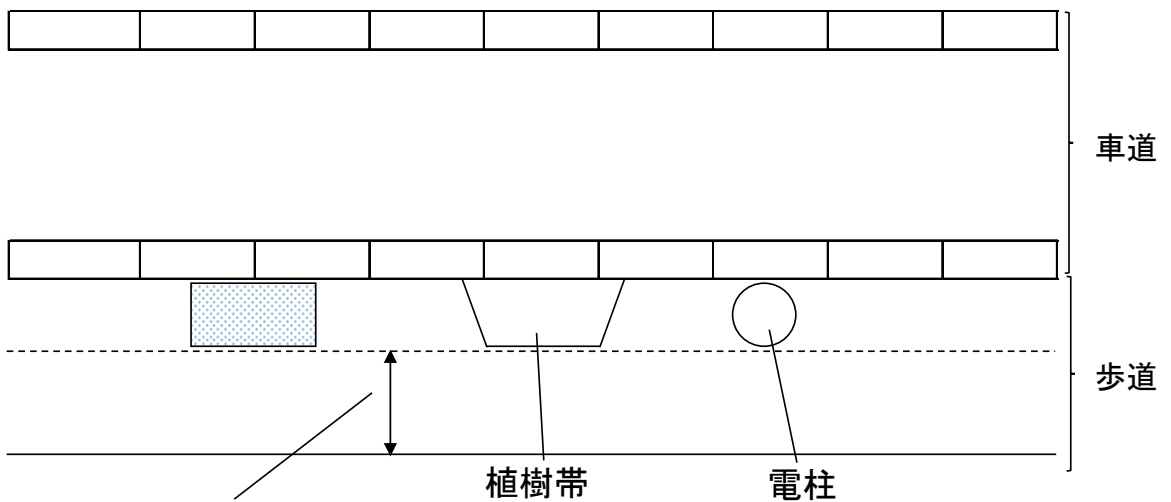
※車道部分にはみ出さないように設置してください。

図1-2 車道(側溝なし)に設置する場合



電柱等の付近に設置するようにしてください。

図2 歩道に設置する場合



植樹帯等がある部分から、はみ出さないようにしてください。

補助金交付手続きの流れ

① ごみボックス設置協議書を提出

(設置予定の場所がごみステーションになっていない場合は、ごみステーションに関する協議書も同時に提出してください)

- ごみボックス設置協議書
- 位置図(地図)
- 配置図(集合住宅や宅地開発等の場合において、敷地内でのごみボックスの位置を示すもの)
- ごみボックス本体の型番や形状がわかるもの
- ごみステーションに関する協議書(ごみステーションを新規に設置する場合)

② ごみボックス設置承認通知書を受領後、補助金交付申請を行う

- ごみボックス購入費補助金交付申請書
- 位置図(地図)
- 配置図(集合住宅や宅地開発等の場合において、敷地内でのごみボックスの位置を示すもの)
- 見込金額がわかるもの
- 誓約書

③ ごみボックス購入費補助金交付決定通知書を受領後、ごみボックスを購入・設置する

④ ごみボックス設置完了報告書を提出する

- ごみボックス設置完了報告書
- 状況写真
- 領収書(写しでも可)

⑤ ごみボックス購入費補助金交付額確定通知書を受領後、補助金交付請求を行う

- ごみボックス購入費補助金交付請求書

⑥ 補助金の入金を確認する